

平成 30 年 4 月 18 日  
日 本 銀 行

## 日本銀行が保管する記念貨に関する職員の不祥事について

日本銀行発券局が保管している記念貨に関して、同局職員（1名）がその一部を窃取した可能性が高いことが判明しましたので、本日、警察署に被害届を提出しました。被害の内容等は、下記の通りです。

日本銀行としては、政府が発行する貨幣の流通に関する業務を担う立場にあるもとで、今回の不祥事が生じたことを極めて重く受け止めています。このような事態は、誠に遺憾であり、国民の皆様には深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 被害の内容

##### (1) 被害のあった場所

日本銀行本店 発券局日本橋発券課

##### (2) 被害のあった日および被害金品

現在判明しているものは、下表の通りであり、これ以外に被害が生じている可能性について、現在、調査中です。

被害のあった日	被害金品
平成 29 年 12 月 11 日	5 万円金貨（皇太子殿下御成婚記念）1 枚、5 万円
平成 29 年 12 月 11 日	10 万円金貨（天皇陛下御即位記念）1 枚、10 万円
平成 30 年 2 月 26 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）3 枚、30 万円
平成 30 年 3 月 5 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）2 枚、20 万円
平成 30 年 3 月 12 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）2 枚、20 万円
平成 30 年 3 月 19 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）2 枚、20 万円
平成 30 年 3 月 26 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）1 枚、10 万円
平成 30 年 3 月 26 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）2 枚、20 万円
平成 30 年 4 月 2 日	10 万円金貨（天皇陛下御在位記念）2 枚、20 万円
合計	16 枚、155 万円

## 2. 被害が判明した経緯等

(1) 平成30年4月10日、日本銀行監事が、発券局金庫において、貨幣取扱業務の監査<sup>(注)</sup>を行い、5万円金貨1枚が不足していることを発見しました。このため、同局において、当該不足が生じた作業日と同じ日に取り扱われた他の金種について調査したところ、さらに10万円金貨1枚の不足が発見されました。

(注) 日本銀行法に基づき、監事が業務執行状況につき監査を行うものです。

(2) 平成30年4月11日、(1)を踏まえ、発券局金庫に保管している鑑査済み記念貨(額面1千円以上)の全量(約2万9千枚)を対象に調査した結果、さらに10万円貨14枚の不足が発見されました。

(3) これらに関する作業記録の精査および関係局員に対する調査を行った結果、上記の不足は、記念貨を鑑査し、袋に収容する作業の過程で、発券局日本橋発券課に所属する職員(1名)が記念貨を抜き取ったことによるものである可能性が高いと判断しました。

## 3. 日本銀行としての対応

(1) 日本銀行としては、本支店全ての発券部署に対し、鑑査事務の厳正な取扱いを改めて周知徹底しました。当面は、警察当局の捜査に全面的に協力するとともに、被害範囲の確定および原因究明のための調査を速やかに実施します。また、各支店が保管する記念貨についても、本店と同様の全量調査を実施し、保管状況に問題がないかを確認します。

(2) 2.(3)に記載の職員については、平成30年4月18日付けで、その職務を解き、総務人事局付としました。同人に対する正式な処分については、警察当局の捜査の進展を踏まえ、事実関係が確認でき次第、厳正に対処します。その他の関係者についても、上記の調査結果を踏まえ、必要な処分等を行う考えです。

(3) また、貨幣の流通に関する業務を担う者としての信頼を回復できるよう、上記の調査結果等を踏まえ、十全な再発防止策を策定し、実施します。上記の調査結果および処分、再発防止策等については、できるだけ早く公表する方針です。

以 上